

防医教教2第435号

5 . 6 . 1 1

事 務 局 長
医 学 教 育 部 長
病 院 長 殿
教 務 部 長

防衛医科大学校長

部外病院等における専門研修の実施要領について
(通達)

改正 平成 7年 3月31日
平成11年 5月28日
平成11年11月11日
平成19年 5月10日
平成23年12月27日
令和 2年 3月26日
令和 3年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、防医教教2第416号(3.6.26)「協力医療機関における研修等に関する実施要領
について(通達)」は廃止する。

添付書類：別紙「部外病院等における専門研修実施要領」

部外病院等における専門研修実施要領

1 趣旨

この要領は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）が行う部外病院等における専門研修の適正な実施を図るため、専門研修の一部を依頼する部外病院等の選定及び部外病院等における研修の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 部外病院等の定義

「部外病院等」とは、大学校における専門研修医官（以下「専修医官」という。）の研修上必要な疾患又は症例その他の教育所要の不足を補うため、専修医官に対する研修の一部を依頼する防衛省以外の病院（以下「部外病院」という。）又は病院以外の研究機関、大学等（以下「部外研究機関等」という。）

3 部外病院等の範囲

(1) 部外病院を選定するときは、原則として次のいずれにも該当する病院を選定するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、専門研修管理委員会の承認を得て、これ以外の病院で専門研修の一部を実施するにふさわしいものを選定することができる。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する病院又はそれ以外の病院であつて、国立の病院若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関である病院

イ 日本専門医機構が承認する認定施設である病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項第3号に定める診断若しくは治療に従事し得る病院

(2) 研修機関等の長は、部外研究機関等を選定するときは、原則として、次のいずれかに該当するものを選定するものとする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、専門研修管理委員会の承認を得て、これ以外の部外研究機関等で専門研修の一部を実施するにふさわしいものを選定することができる。

ア 国又は地方公共団体の研究機関

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学

4 委員会

(1) 部外病院等の選定及び当該病院等における専門研修の実施に関し、必要な事項を審査するため、部外病院等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(2) 審査委員会においては、次の事項について審議し、その結果を学校長に報告するものとする。

ア 部外病院等の選定、更新及び解消に関すること。

イ 部外病院等との協定に関すること。

ウ 部外病院等における研修の実施に関すること。

(3) 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 病院長

イ 副委員長 医学教育研修センター長

ウ 委員

(ア) 病院副委員長

(イ) 基礎医学系講座の教授のうちから学校長の指名する者 1 名

(ウ) 臨床医学系講座及び病院診療部門の教授のうちから学校長の指名する者
3 名

(エ) 病院事務部長

(オ) 医学教育研修センター研修管理室長

(4) 前号ウの学校長の指名する委員の任期は 2 年とし、欠員が生じた場合の降任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(5) 審査委員会は必要に応じ、その都度委員長が召集する。

(6) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(7) 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を審議することができない。

また、次項に規定する申請者となった委員は、同委員会において委員として発言することができない。

(8) 次項に規定する申請者は、審査委員会の審議に際し、申請の内容について説明を行うとともに、委員の質問又は意見に答える。

この場合、委員長の承認を得て説明者を帯同し、説明及び質疑に応答することができる。

5 部外病院等の申請

専門研修指導官（以下「申請者」という。）は、部外病院における研修を必要とする場合、別紙様式第 1 「部外病院専門研修計画書」に、また、部外研究機関等における研修を必要とする場合、別紙様式第 1 の 2 「部外研究機関等専門研修計画書」に、申請に要する関連資料を添えて学校長に申請する。なお、日本専門医機構が承認する認定施設である病院については、申請を省略することが出来る。

6 部外病院等の選定

(1) 審査委員会は、部外病院の選定について審議する場合、その必要性に応じ、次の各号に掲げる次項について適格性を審査する。

ア 症例数に関する事項

- イ 患者の種類に関する事項
- ウ 指導態勢に関する事項
- エ 設備機能に関する事項
- オ 研修期間に関する事項
- カ その他選定に必要となる事項

(2) 審査委員会は、部外研究機関等の選定について審議する場合、その必要性に応じ、次の各号に掲げる事項について適格性を審議する。

- ア 研究の内容に関する事項
- イ 研究成果に関する事項
- ウ 指導態勢に関する事項
- エ 設備機能に関する事項
- オ 研修期間に関する事項
- カ その他選定に必要となる事項

(3) 学校長は、前項により申請された部外病院等について、審査委員会の審議を経て、必要に応じ当該病院等の長と協議のうえ、研修を依頼する部外病院等を選定する。

(4) 学校長は、前号により選定した部外病院等について、「医官に対する専門研修に関する訓令の運用について」（衛生第2456号(59.5.16)）第3項(4)に規定する部外病院専門研修計画書、部外研究機関等専門研修計画書及び専門研修カリキュラムを大臣官房衛生監及び各幕僚長に通知するものとする。

7 協定

学校長は、前項により選定された部外病院等において研修を実施する場合、申請者からあらかじめ提出を受けた別紙様式第2「部外病院等専門研修実施者名簿」（以下「名簿」という。）に基づき、当該病院等に対し研修を依頼するとともに、原則として研修の目的、期間、方法等を明らかにした「協定書」を別紙様式第3を基準として作成し、当該病院等と取り交わすものとする。この場合、協定の期間は1年を限度とする。

8 協定の変更及び解消

(1) 申請者は、申請者等の記載内容について、協定の変更又は解消を要する事由が生じた場合、速やかに学校長に報告しなければならない。

(2) 学校長は、前号の報告を受けた場合は部外病院等の長から協定の変更若しくは解消の申出があった場合、当該病院等の長と協議のうえ、協定を変更又は解消する。

9 研修期間の更新

(1) 申請者は、研修期間の終了後も継続して部外病院等における研修を必要とする場合、研修期間の最終日の45日前までに第5項により申請する。

(2) 学校長は、前号の申請を受理した場合、第6項及び第7項により研修期間を更

新する。

1 0 協定締結等の通知

学校長は、第7項から第9項により、部外病院等と協定を締結、変更、解消又は更新をした場合、申請者に通知する。

1 1 研修の実施

- (1) 部外病院等における研修は、第5項に示す申請者が当該研修の責任者（以下「研修実施責任者」という。）となり、名簿に基づき実施する。
- (2) 申請者は、研修実施者を変更する場合は、速やかに名簿により学校長に報告するものとする。
- (3) 学校長は、前号の報告を受けた場合、速やかに部外病院等の長と協議して研修実施者の変更を行う。
- (4) 部外病院等における研修日数は、基本領域及びサブスペシャリティ領域の専門医の受験資格を取得するのに必要な期間を限度とする。

1 2 研修結果の報告

専修医官は、部外病院等における研修実施の状況を当該研修終了後2週間以内に、別紙様式第4により研修実施責任者を經由して学校長に報告する。

ただし、協定が解消された場合は、その解消後2週間以内とする。

1 3 専修医官の厳守事項

専修医官は、部外病院等において研修する場合、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 分限・服務に関する諸規定を遵守し、自衛官として恥ずかしくない行動をとること。
- (2) 報酬は、無報酬であること。

1 4 庶務

部外病院等における専門研修に関する事務及び審査委員会の庶務は、医学教育研修センター研修管理室において行う。

別紙様式1（A4版とする。足りない場合は別紙を添付する。）

部外病院専門研修計画書

作成年月日 年 月 日

作成研修機関名

- 1 新規・継続の別
- 2 研修科目、責任者名
- 3 部外病院の概要
 - (1) 名称、開設者名及び所在地
 - (2) 開設年月日
 - (3) 病床数（一般、結核、精神及び伝染病床別）
 - (4) 診療科目
 - (5) 総医師数、診療科目別医師数（常勤、非常勤別）
 - (6) 研修に適格と思われる理由（臨床研修指定病院、公的医療機関、日本専門医機構が承認する認定施設等）
- 4 部外病院の研修診療科の概要
 - (1) 研修診療科名
 - (2) 研修指導医名及び指導にあたる医師数（常勤・非常勤別）
 - (3) 研修指導医の略歴
 - (4) 研修に関連する病床数
- 5 部外病院において専門研修を実施する事項及びその理由
 - (1) 研修を行う事項及びその理由
 - (2) 研修を必要とする専門研修医数
 - (3) 研修時期、1週又は1月当りの派遣日数、派遣期間
 - (4) 研修医が経験すると見込まれる主たる傷病名及びその症例数（専門研修機関等、部外病院別に記載すること。）
- 6 その他特記事項

(注) 継続の部外病院で、上記項目の内容に変化が生じない場合は、変更点として明記すること。

別紙様式1の2（A4版とする。足りない場合は別紙を添付する。）

部外研究機関等専門研修計画書

作成年月日 年 月 日

作成研修機関名

- 1 新規・継続の別
- 2 研修科目、責任者名
- 3 部外研究機関等の概要
 - (1) 名称、代表者（所長、学長等）及び所在地
 - (2) 開設年月日
 - (3) 研究部門、講座等
 - (4) 総研究者数、研究部門・講座等別研究者数（常勤、非常勤別）
 - (5) 研修に適格と思われる理由（国立の研究機関、公的研究機関、大学の講座である等）
- 4 部外研究機関等の研究部門・講座等の概要
 - (1) 研究部門・講座名等
 - (2) 研修指導者名及び指導にあたる研究者数（常勤・非常勤別）
 - (3) 研修指導者の略歴
- 5 部外研究機関等において専門研修を実施する事項及びその理由
 - (1) 研修を行う事項及びその理由
 - (2) 研修を必要とする専門研修医数
 - (3) 研修時期、1週又は1月当りの派遣日数、派遣期間
 - (4) 研修医官が達成すると見込まれる研修成果等
- 6 その他特記事項

(注) 継続の部外研究機関等で、上記項目の内容に変化が生じない場合は、変更点として明記すること。

別紙様式第2

部外病院等専門研修実施者名簿

氏名	研修期別	部外病院等名 (指導者名)	研修期間	研修目的 及 内 容
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	
			令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 週 日 (曜日) 計 日	

別紙様式第3

自衛隊医官の研修に関する協定書

防衛医科大学校長（以下「甲」という。）は、自衛隊医官の_____科専門研修を（部外病院等の長）_____（以下「乙」という。）に委嘱し、乙はこれを以下の条件で受託し、ここに協定書を取り交わすものとする。

第1条 自衛隊医官が研修を受ける期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第2条 乙は甲より委嘱された自衛隊医官に対し、その研修のための適切な場所と機会を提供し、指導に当たるものとする。

第3条 研修を受ける自衛隊医官は指導者の指示と指導の下に、誠実に指導を受けるものとする。

第4条 研修を受ける自衛隊医官に不都合な行為があったと認めた場合には、乙は甲にその旨を通知し、その研修を拒否することができる。

第5条 本協定により行われる行為の全てに関して、甲、乙、それらの関係者及び研修を受ける自衛隊医官の間に報酬の授受は行わないものとする。

第6条 本協定の有効期限は1年とする。更新又は変更する場合は、改めて協定を結ぶものとする。また、甲又は乙から本協定の解消について申し出があったときは、これを解消することができる。

第7条 本協定により行われる行為により、乙又は第三者に損害が生じた場合、甲乙協議の上、処理するものとする。

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する

以上

令和 年 月 日

甲 防衛医科大学校長

乙

別紙様式第4

部外病院等における専門研修実施結果報告

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

専修医官
氏名

研修期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日に至るまでの間に
おける研修状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 部外病院等
- 2 研修科目
- 3 研修指導者氏名
- 4 研修内容

- 5 参考事項

研修実施責任者